

～～新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受ける個人事業主を応援します～～

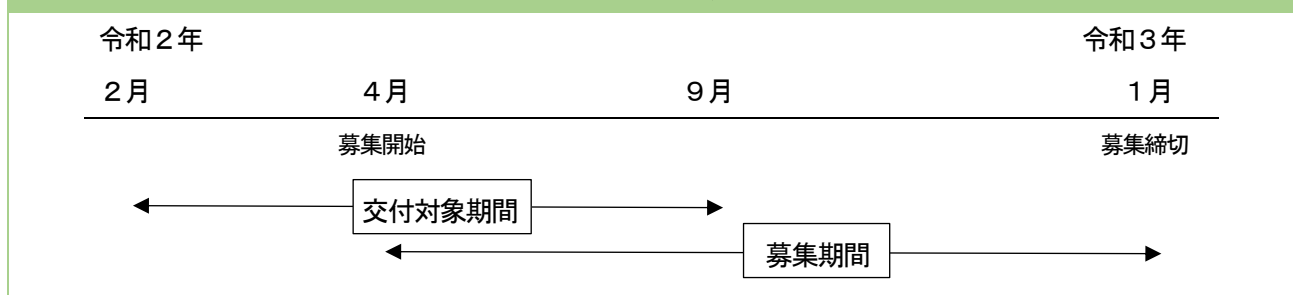
公募期間

令和3年1月29日（金）必着

補助の概要

支給対象事業	日立市休業支援金交付事業
支給対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■ 小学校の臨時休業等に対応した保護者であるため、休業を余儀なくされた個人事業主または、新型コロナウイルスに感染した等の子どもの小学校の欠席に対応した保護者である個人事業主 ■ 申請時点において本市内に事業所等を有する方 ■ 小学校等の臨時休業に対応した保護者であることを証する書類を提出できる方 ■ 申請時点において本市の市税に未納のある方（納税の猶予の特例対象者を除く）、暴力団関係者は対象外
支給要件	<ul style="list-style-type: none"> ■ 厚生労働省が実施する「小学校休業等対応支援金」の支給を受けていない方で下記いずれかの要件を満たす方 <ul style="list-style-type: none"> (1) 小学校の臨時休業等に対応した保護者であるため、休業を余儀なくされた個人事業主 (2) 新型コロナウイルスに感染した等の子どもの小学校の欠席に対応した保護者である個人事業主
支給対象期間	令和2年2月27日から令和2年9月30日まで
支給額	7,500円/日（定額）
限度日数 （支給対象日数）	25日間

対象となる期間



申請に必要な書類

- 様式第1号-2 令和2年度日立市休業支援金（個人事業型）交付申請書
- 様式第2号-2 交付申請算出シート（個人事業型）
- 様式第3号 休業支援金（個人事業型）保護者（別居）申立書（保護者と子が別居している場合）
- 臨時休校等が行われた日等を証する書類または、新型コロナウイルスに感染等した子供の世話をした日を証する書類
- 事業を営んでいることが確認できる書類（開業届、確定申告書、営業許可証等）
- 申請者の本人確認書類（顔写真付き証明書）
- 振込先口座が確認できる書類
- その他市長が必要と認める書類

申請に関する注意事項

- 1 支給対象要件を確認するため、本事業の担当職員が申請者の市税の滞納状況を閲覧及び確認させていただきます。
- 2 本市の産業振興施策の効果検証及び分析等のため、申請内容を利用することがあります。
- 3 支給対象要件の確認のための実態調査（書面・口頭・事業所及び自宅立入検査等）を実施する場合があります。

お問い合わせ及び申請書提出先

日立市 産業経済部 商工振興課 雇用労働係 担当：中村、根田

〒317-8601 日立市助川町1-1-1

電話：0294-22-3111（内線429）

IP：050-5528-5104

Eメール：koyo@city.hitachi.lg.jp

HP：<https://www.city.hitachi.lg.jp/jigyoku/004/002/p084848.html>

